

軽微な変更届出書

概要	製造所等にて変更許可を要しない変更工事を行う場合。
届出期間	事前に届出が必要
添付書類	・ 製造所等の位置図 ・ 製造所等施設内の配置図 ・ 工程表 ・ 安全対策 ・ 緊急時の連絡体制 ・ 変更前の図面 ・ 変更後の図面 ・ 各種機器仕様書 ・ 構造明細書 ※構造明細書に変更が生じる場合のみ ・ その他（状況により書類を追加する場合がございます）
注意点	位置・構造・設備に関する技術上の基準がありますので、変更しようとする工事の内容について、事前に消防本部予防課保安指導担当にお問い合わせください。